

宮崎県物価等高騰対策緊急支援金の支給・申請によくあるお問い合わせ

区分	お問い合わせ	回答
対象施設	令和6年10月2日以降に開設された施設は対象となりますか？	令和6年10月1日時点で開設されていることが支給条件のため、対象外です。
	同一の法人で複数の病院や診療所を運営しています。どのように申請すれば良いですか？	1回の申請で最大5施設まで申請が可能です。5施設を超える場合は、郵送による申請をお願いします。
	現在は診療所を開設し、診療を行っていますが、令和7年6月末に閉鎖する予定です。申請時点で診療を行っていれば申請できますか？	<u>令和6年10月1日時点</u> で、保険医療機関の指定を受けて開設しており、 <u>申請日時点</u> で休止や廃止をしていない場合は申請可能です。
支援額	病床数の考え方を教えてください。	令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に、入院患者を最も収容した時点で使用した病床数（＝最大稼働病床数）を稼働病床として計算してください。
	病院の許可病床が200床ですが、この数字で申請して良いのでしょうか？	令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間の最大稼働病床数で申請してください。
	令和7年3月末まで有床診療所でしたが、現在は休床し、外来のみの対応としています。この場合、有床診療所での申請となりますか？	令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間の最大稼働病床数で申請してください。最大稼働病床が4床以上であれば、「有床診療所（4床以上）」で申請、1～3床の場合は「有床診療所（3床以下）」で申請、0床の場合は「無床診療所」として申請してください。
請求	電子申請で通帳の写しはどのように提出すれば良いですか？	対象施設の情報や振込口座の情報を入力した後に、通帳の写しのデータを添付する箇所がありますので、そちらに添付してください。
その他	電子申請しましたが、受付確認メールが届きません。	メールフィルター等の設定をされている場合は、事務局からのメールを受信できるよう設定をしておいてください。 迷惑メールのフォルダ等に振り分けられていないか等を御確認いただき、しばらく待ってもメールが届かない場合は、下記事務局までお電話ください。 医療政策課支援金事務局：0985-44-2756